

IV 自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置

第3回審議会（資料5、6）

1 県の役割及び必要な措置についての考え方

- 県としては、市町村の自主的・主体的な取組を尊重しつつ、合併に向けた取組の各段階に応じ、助言や情報提供等、的確な対応を行うことにより、合併機運の醸成等を図るとともに、合併を選択した市町村に対しては最大限の支援を行うなど、合併に向けた各地域の取組を積極的に支援する。

2 具体的な措置の内容

(1) 支援方針の策定

合併新法下において、更なる合併に向けて、県として体系立てて合併を支援するため、支援方針を策定する。

(2) 市町村合併支援体制の整備

知事を本部長とする「新長野県市町村合併支援本部」（仮称）を設置する。また、現地機関に「地域支援本部」を設置し、合併機運の醸成や合併に向けた市町村の取組を全庁的に支援する。

(3) 新長野県市町村合併支援プラン（仮称）による支援

合併新法下での更なる合併に向けて、合併に向けた取組の各段階に応じた県としての具体的な支援策として「新長野県市町村合併支援プラン」（仮称）を策定する。

○ 市町村等への情報提供や助言等

- ・ 合併機運の醸成等に資する支援
- ・ 合併に向けた取組に対する支援

○ 合併構想への位置づけ

○ 市町村基本計画の作成支援

- 合併協議や合併後のまちづくりが円滑に行われるよう、人的・行財政等の支援を行う。